

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	令和4年度札幌市ひとり親家庭等日常生活支援事業運営業務
発注課	子) 子育て支援課
選定事業者	公益社団法人 札幌市母子寡婦福祉連合会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会（以下「札幌母連」という。）は、母子福祉の増進を図るために設立された公益社団法人であり、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体である。</p> <p>日常生活支援事業を札幌母連に委託することにより、就労を希望する母子家庭の母又は寡婦に対し、生活支援員としての就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び技能の習得に寄与することができる。</p> <p>また、厚生労働省が発出した通知（令和元年6月25日子家発0625第1号）には、日常生活支援事業の委託を行う場合には、地域の母子・父子福祉団体等を積極的に活用するよう示されている。</p> <p>以上により、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当し、上記法人を相手方として特定随意契約を行う。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号
決定日	令和4年2月15日